別紙　１

令和４年度事業報告

（R 4. 4. 1～R 5. 3.31）

事業の推進に当たっては「暴力のない日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」に寄与するため、県警察及び県弁護士会並びに各地域・職域の暴力排除組織等関係機関と緊密に連携し、次の１２事業を積極的に推進した。

１　広報啓発事業	(1)　暴力追放３０周年記念岐阜県民大会の開催 　令和４年７月１９日、長良川国際会議場メインホールさらさ～らにおいて、県内の暴排組織会員等約６００名の参加をいただき、更なる暴力追放意識の高揚と浸透を図ることを目的に開催 第１部　・暴力追放功労者、暴力追放功労団体等の表彰 　　　　・暴力追放大会宣言を採択 第２部　・記念講演 　　　　岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター委員 　　　　弁護士　伊藤公郎 　　　　『暴追センター・県警・民暴弁護士の三位一体の暴排活動の３０年と今後の展望』 第３部　・岐阜県警察音楽隊演奏会 (2)　広報啓発宣伝活動 ①　広報資料等の作成、配布 ○機関紙 ・暴追ネットワークＮｏ．６０　　２，０００部（ R4.7 ） ・暴追ネットワークＮｏ．６１　　１，８００部（ R5.1 ） ○「暴追だより」№１２９号、№１３０号、№１３１号、№１３２号、№１３３号、１３４号を延べ４，７００事業所等へ発信 ○撃退マニュアル令和４年度版　２，０００部 ○カレンダー（不当要求対応１０則）　６，５００枚 ○ペーパーホルダー　２，０００枚 ○マウスパッド（不当要求対応１０則）　１，０００個 ○マグネットクリップ（シンボルマーク入）　１，０００個 ○トートバック（シンボルマーク入）　１，０００個 ②　図書の購入配布 ○教本冊子 ・企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢　１，８００部 ・不当要求防止責任者教本　１，５００部 ③　ビデオ、ＤＶＤの購入と活用（講習、貸出等） ・暴力追放ＤＶＤ２種類３本購入、保有４１種類９８本 ・不当要求防止責任者講習等で上映
２　地域・職域支援事業	(1)　地域、職域暴排組織に対する活動支援 ①　地域暴力排除組織７組織（「岐阜地区」、「瑞穂・本巣・北方地区」、「山県市」、「養老・上石津地区」、「東濃西部地区」、「高山・白川地区」、「飛騨市」）に対して、助成金の交付、指導等を行い、自主暴力排除活動を支援

<table>
<tr><td></td><td>②　岐阜市旧本庁舎解体事業暴力団排除推進協議会の設立等を支援した（５月２４日設立）
(2) 各種団体、企業等の暴力排除活動に対する支援
①　不当要求対応マニュアル等の資料提供
②　暴力追放ＤＶＤの貸出　５回
③　研修会等に講師を派遣し暴排講話等を実施　３１回</td></tr>
<tr><td>３ 暴力相談事業</td><td>(1) 常設暴力相談事業
令和４年中に９５１件の暴力相談を受理、その内容及び処理状況は別紙１「暴力相談受理状況（令和４年)」のとおり
● 暴力相談受理件数の推移
<table>
<tr><td>年</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr>
<tr><td>件数</td><td>609</td><td>620</td><td>636</td><td>782</td><td>923</td><td>918</td><td>976</td><td>1,119</td><td>982</td><td>951</td></tr>
</table>
(2) 法律相談事業
毎週水曜日の午後２時から、暴追センタービルにおいて暴力追放相談委員（暴追センター委嘱の弁護士）による法律相談を実施（暴追センター相談委員同席、実施回数４８回、延べ弁護士９４名）
(3) Ｗｅｂミニ暴排懇談会の開催
法律相談日に県警察、民暴弁護士、暴排に取組む事業所、当センターの四者によるWeb によるミニ暴排懇談会を３３回実施</td></tr>
<tr><td>４ 少年対策事業</td><td>(1) 少年に対する暴力団の影響排除活動
①　チラシ「少年を暴力団から守るために」を作成・配付し、少年に対する暴力団の影響排除に関する広報を実施</td></tr>
<tr><td>５ 暴力団離脱者社会復帰支援事業</td><td>(1) 暴力団離脱者社会復帰支援事業の促進
①　１２月１４日、岐阜県暴力団離脱者社会復帰支援協議会を開催し、関係機関との連携を強化
②　暴力団離脱者の就労支援
暴力団組織からの離脱と就労相談から、組員１名の離脱と就労支援を実施
③　暴力団組織からの離脱支援
暴力団組織からの離脱に関する相談を受理し、組員１名の離脱支援を実施
(2) 暴力団離脱者の口座開設支援
暴力団組織を離脱し就労している者の銀行口座開設に関する支援への取組み</td></tr>
</table>

6　公安委員会受託事業	⑴　公安委員会から委託を受けた不当要求防止責任者講習の実施 　行政、金融、保険、建設及び販売等の各事業所から選任された不当要求防止責任者に対し、合計２８回１，３８６名に講習を実施
7　不当要求情報管理機関援助事業	⑴　情報支援活動 　不当要求情報管理機関である競馬保安協会（笠松駐在事務所）、日本証券業協会及び預金保険機構と常時被害防止について情報交換等を実施
8　被害者保護救済事業	⑴　訴訟費用貸付及び見舞金支給事業 　訴訟費用の借入れ申込み及び見舞金支給の該当事案は無し ⑵　被害者等保護支援事業 　相談者の要望に基づく民暴弁護士の紹介案件等は無し ⑶　暴力団組事務所使用差止請求 　当該事案に対する相談や申出は無し
9　少年指導員に対する研修	⑴　少年指導員研修会における講話 　４月２７日、警察本部生活安全部少年課開催の少年指導員研修会において講義を実施
10 暴力団調査研究事業	⑴　実態把握のためのアンケート調査の実施 　不当要求防止責任者講習の受講者１，３８６名に対し、暴力団等からの不当要求の実態、暴力排除意識の広がり及び不当要求防止責任者としての対決意識等についてアンケート調査を実施 　調査結果は、別紙２「責任者講習時におけるアンケート調査結果（令和４年度）」のとおり ⑵　情報の収集、調査及び提供 ①　「公知情報検索システム」により、反社会的勢力等に関する情報の収集と提供 ②　新聞、雑誌等の刊行物、暴力相談やアンケート調査の分析等により、暴力団等に関する情報の収集、調査及び管理を行うとともに、暴力団排除及び被害の未然防止のための情報を提供 ⑶　暴力団等「反社会的勢力」の活動実態の把握と対応研究 　暴力団をはじめとした反社会的勢力の情勢と対応に関する情報交換研究を岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター及び県警察と適宜実施 ⑷　情報公開の実施 ①　当センターの「情報公開に関する規程」に基づき、県民の理解と信頼を深めるため、事業計画・事業実施結果等の情報を、ホームページ（https://gifu-b.sakura.ne.jp）及び暴追岐阜ネットワークで公表 ②令和４年度に情報公開請求申請は無し

11　暴力団対策功労者等表彰事業	(1) 県表彰 　７月１９日開催の「暴力追放３０周年記念岐阜県民大会」において暴力追放活動に功労等があった次の団体・個人に授与 　　会長（知事）感謝状　２団体 　　警察本部長・会長（知事）連名表彰　３団体・７個人 　　理事長感謝状　１０団体・８個人 (2) 中部管区表彰 　中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会において、暴力追放活動に功労のあった個人１名が中部管区警察局長・中部ブロック暴追協議会会長の連名表彰を受賞 (3) 全国表彰 　令和４年度全国暴力追放運動中央大会において、暴力追放活動に功労のあつた個人１名が、警察庁長官と全国暴力追放運動推進センター会長の連名表彰を受賞
12　日常生活の平穏確保等事業	(1) 暴追センター管理規約に基づく集会の開催 　暴追センタービル管理規約に基づく「第１０回集会」を開催し、管理状況の報告について承認可決